

昭和 23 年常住人口調査報告

1 はじめに

統計図書館では蔵書の閲覧サービスも行っており、これに関連して、昭和 23 年（1948 年）常住人口調査報告について調べてみました。本稿では、同報告の公開に関するトピック（話題）を紹介します。

2 昭和 23 年常住人口調査とは？

昭和 23 年（1948 年）に旧統計法に基づく指定統計調査として、常住人口調査が行われました。調査の概要が総務庁統計局「統計局・統計センター百二十年史」に掲載されていますので、以下に引用します。

昭和 22 年には、戦後初めての国勢調査が行われたが、その調査対象は、戦前の国勢調査と同じく現在人口であった。このため、当時、生活必需品の配給の基礎となる常住人口は、各庁で推計するなどしていたが、不正確な資料を用いていたため、配給の適正を期しがたいものがあつた。昭和 23 年常住人口調査は、常住人口を調査することにより、諸配給施策の適正を期し、併せて各種の行政施策の基礎資料を得ることを目的として、23 年 8 月 1 日に実施された。また、総司令部からも、23 年 4 月 2 日付けの覚書で総理庁統計局あてに、23 年 6 月 1 日現在で配給人口調査を行うようにとの指令が出ている。

なお、上記のとおり、この調査は、当初は配給人口調査と呼ばれ、調査期日も 6 月 1 日が予定されていたが、予算編成上の都合によって、8 月 1 日に延期された。また、この調査に附帯して、昭和 23 年住宅調査が行われた。

（中略）

調査事項は、①氏名、②世帯における地位、③男女の別、④年齢、⑤配給の関係、⑥本籍地、⑦調査当日の在、不在の別、⑧外国人登録番号である。調査は、23 年 8 月 1 日午前零時現在で、全国市区町村に常時居住する者について行われた。

（以下略）

また、昭和 23 年常住人口調査については、総理府統計局八十年史稿¹も参考になります。同書に昭和 23 年 4 月 2 日付けの総司令部（GHQ）からの指令事項が掲載されていますので、以下に転載します。（筆者が原文のカタカナをひらがな表記にし、旧字体はできるだけ新字体等に変更しました。）

- 一 1948 年 6 月 1 日現在の日本人口の配給状態に関し受配登録地年齢男女別構成及びそれに関連する資料を求め得る完全なる調査を世帯毎に行うこと
- 二 この調査は現存の地方統計機構を通じて行うこと
- 三 調査票様式・実査機関・製表計画及び事務進行予定に関しては連合国軍総司令部経済科学局調査統計部と打合せること

3 昭和 23 年常住人口調査報告の公表

昭和 23 年（1948 年）常住人口調査の結果の公表は、前掲の「統計局・統計センター百二十年史」において「地方分査の方法により、23 年 9 月 8 日「全国総人口（男女別）及び総世帯概数」を速報として公表し、次いで、24 年 2 月までに報告書を刊行した。」とされています。

ただ、この調査結果の公表に際しては、総司令部（GHQ）の許可を得なければ公表できなかったようです。このことは、同調査結果の報告書（総務省統計図書館所蔵）から、一部の統計表で公表を許可されなかったものがあつたことをうかがい知ることができます（【別表】の【別記 1】及び【別記 2】参照）。

4 公表を許可されなかった統計表の扱い

ポツダム宣言の受諾に伴い発せられた命令（勅令、閣令又は省令）は、現在も法律としての効力を有するポツダム命令に該当しない限り、廃止又は失効となっています。【別記 3～5】

ところで、総司令部（GHQ）が昭和 23 年（1948 年）常住人口調査の結果の公表に際し、一部の統計表の公表を不許可とした行為は、前掲の昭和 23 年 4 月 2 日付けの総司令部（GHQ）からの指令事項（事務進行予定に関しては GHQ と打合せること）による関与ととらえることができます。

ここで、当時、公表を許可されなかった統計表について、その後の法令の制定改廃等を踏まえ、開示（あるいは公開）することの可否について考察してみたいと思います。

まず、当時の法令の適用関係をみてみますと、GHQ の日本政府に対する指令の趣旨に反する行為は、联合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令（昭和 21 年勅令第 311 号）【別記 6】により、占領目的に有害な行為とされ、占領目的に有害な行為をした者は、罰則の適用があるとされました。その後、当該勅令は、全面的に改正され、

¹ 国立国会図書館デジタルコレクション（※国立国会図書館/図書館・個人送信限定）で閲覧可能
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3027573/393>

占領目的阻害行為処罰令（昭和 25 年 11 月 1 日政令第 325 号）【別記 7】に引き継がれ、GHQ の日本政府に対する指令の趣旨に反する行為は、当該政令において、これまでと同様に、罰則の適用があるとされました。

ただ、当該政令は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律（昭和 27 年 5 月 7 日法律第 137 号）により、昭和 27 年 5 月 7 日をもって廃止されました。【別記 8】

したがって、「常住人口調査結果報告 昭和 23 年 第 1 冊」と「常住人口調査結果報告 昭和 23 年 第 2 冊」（総務省統計図書館所蔵）の公表（昭和 24 年 2 月公表）に際し、GHQ から公表が不許可とされた一部の統計表については、GHQ の日本政府に対する指令の趣旨に反する行為（占領目的に有害な行為）を規制する占領目的阻害行為処罰令が廃止されたことから、現在、統計図書館において閲覧可能です。

5 雑感

今回の調べもので、総務省統計図書館の蔵書の中に、過去に公表を認められなかった統計表の存在が分かりました。

また、歴史的事実の記録である公文書等（統計報告書を含む。）を後世に残しておくことの意義についても改めて考えさせられました。

特に、昭和 16 年（1941 年）4 月、高野岩三郎の主唱により、日本統計学会から統計図書館設置（中央統計文庫）について政府に建議を行い、内外の官民の統計書を散逸しないように網羅的に蒐集して保管させ、一定の資格を有する者の利用に供する統計専門図書館の設置を求めたことを想起します。当該建議の前年（昭和 15 年）には、「国家総動員機密保持の為の発表禁止事項」が定められ、統計書の刊行は著しく制限²されることとなりました。高野岩三郎は、統計の資料が闇から闇へと葬られ、永久に失われてしまうことを憂い、「仮に現在公開は無理として資料の保存は国家百年のために必要である」との信念から統計図書館設置について提案し、大内兵衛が建議文を起草しました。³この信念は、昭和 23 年常住人口調査の報告書の中表紙裏面の注意の貼紙【別記 1・別記 2】にも引き継がれていると感じました。

² 第 59 回大日本帝国統計年鑑（昭和 16 年 2 月刊行）は、総頁数も大幅に縮小され、表紙に「防諜上取扱注意」と印刷されました。この第 59 回を最後に大日本帝国統計年鑑の出版も停止されることとなりました。また、昭和 15 年国勢調査の結果もごく一部の数字を除いて公表ができませんでした。

³ 【参考資料】森田雄三「戦前の日本統計学会」（日本統計学会誌 第 12 巻第 1 号所収）

【別表】昭和23年常住人口調査報告の利用案内

	書誌情報	目次情報
1	<p>タイトル 常住人口調査結果報告. 昭和23年第1冊 著者 総理庁統計局 編 出版者 総理庁統計局</p> <p>【総務省統計図書館蔵書】 出版年月日 1948/12</p>	<p>昭和23年常住人口調査の概要 第1表 普通世帯及び準世帯数並びに常住人口 第2表 生産世帯、準生産世帯、消費世帯数及び常住人口 第3表 年齢（数え年）階級別常住人口（その1～その3） （その4～その9） 第4表 常住地及び受配地別配給米による人口 第5表 常住地及び保有地別保有米による人口 第6表 年齢（数え年）階級別配給米による人口（船用米受配者を除く） 第7表 年齢（数え年）階級保有米による人口</p> <p>【注】青字：GHQより公表を許された表</p> <p>中表紙裏面に注意の貼紙あり【別記1】</p>
2	<p>タイトル 常住人口調査結果報告. 昭和23年第2冊 著者 総理庁統計局 編 出版者 総理庁統計局</p> <p>【総務省統計図書館蔵書】 出版年月日 1949/02</p> <p>【国立国会図書館デジタルコレクション】 ※国立国会図書館/図書館・個人送信限定で閲覧可能 http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1079306 出版年月日 1949 ※国立国会図書館の受付日； （表紙裏）昭和24年9月、（裏表紙）同年5月</p>	<p>昭和23年常住人口調査の概要 第1表 市部郡部別常住人口及び世帯数 第2表 市区町村別常住人口及び世帯数 第3表 市別配給米による人口（船用米受配者を除く）※ 第4表 市別保有米による人口 ※</p> <p>【注】青字：GHQより公表を許された表</p> <p>※【総務省統計図書館蔵書】 中表紙裏面に注意の貼紙あり【別記2】</p> <p>※【国立国会図書館デジタルコレクション】 （コマ数 95） 2コマめの中表紙に「注意 本書に含まれる第3表及び第4表は、未だに公表を許されていないので削除した。」旨の貼紙らしきものあり →当該サイトには、第3表及び第4表の掲載なし</p>
3	<p>タイトル 昭和23年常住人口調査報告※ 常住人口調査報告 昭和23年 著者 総理庁統計局 出版者 日本評論社 出版年月日 1948</p> <p>【国立国会図書館デジタルコレクション】 ※書誌情報でのタイトル 常住人口調査報告 昭和23年 ※国立国会図書館/図書館・個人送信限定で閲覧可能 http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8322543 コマ数 94</p>	<p>昭和23年常住人口調査の概要 第1表 市部郡部別常住人口及び世帯数 第2表 市区町村別常住人口及び世帯数 第3表 普通世帯及び準世帯数並びに常住人口 第4表 年齢（数え年）階級別常住人口</p>
4	<p>タイトル 昭和23年常住人口調査報告 著者 総理庁統計局 編 出版者 日本評論社 出版年月日 1949</p> <p>【国立国会図書館デジタルコレクション】 ※国立国会図書館/図書館・個人送信限定で閲覧可能 （注）3件あり、①はカラー、②③はモノクロ ① http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9668772 ② http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2387405 ③ http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2388262 コマ数 ①：94、②③：92</p>	<p>昭和23年常住人口調査の概要 第1表 市部郡部別常住人口及び世帯数 第2表 市区町村別常住人口及び世帯数 第3表 普通世帯及び準世帯数並びに常住人口 第4表 年齢（数え年）階級別常住人口</p>

【別記1】『常住人口調査結果報告、昭和23年 第1冊』（統計図書館蔵書）の中表紙裏面の貼紙

注意

- 一 第一表及び第三表その一、その二、その三の数字はGHQより公表を許されているからこの部分は公表しても差し支えない。
- 二 第二表及び第三表その四乃至その九、第四表、第五表、第六表、第七表の数字は公表を許されていないからその取扱いについては部内の事務上の利用に止め、雑誌、新聞、ラジオ等により一般に公表することは厳に差し控えられたい
- 三 右の件に関して疑義の生じた場合は人口第一課* 迄照会されたい。

総理庁統計局長 森田優三

*人口第一課は現在の国勢統計課

【別記2】『常住人口調査結果報告、昭和23年 第2冊』（統計図書館蔵書）の中表紙裏面の貼紙

注意

- 一 第一表及び第二表の数字はGHQより公表を許されているからこの部分は公表しても差し支えない。
- 二 第三表及び第四表の数字は公表を許されていないからその取扱いについては部内の事務上の利用に止め、雑誌、新聞、ラジオ等により一般に公表することは厳に差し控えられたい。
- 三 右の件に関して疑義の生じた場合は人口第一課* 迄照会されたい。

総理庁統計局長 森田優三

*人口第一課は現在の国勢統計課

【別記3】

昭和20年9月20日勅令第542号

「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件

政府ハ「ポツダム宣言」ノ受諾ニ伴ヒ聯合國最高司令官ノ爲ス要求ニ係ル事項ヲ實施スル爲特ニ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ所要ノ定ヲ爲シ及必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

※命令の内容：【別記4】参照

【別記4】

昭和二十年勅令第五百四十二号施行ニ關スル件

(昭和20年9月20日 勅令第543号)

昭和二十年勅令第五百四十二号ニ於テ命令トハ勅令、閣令又ハ省令トス

前項ノ閣令及省令ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮、五千元以下ノ罰金、科料及拘留トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

※勅令の例：【別記6】、【別記7】参照

【別記5】

○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律（昭和27年法律第81号）

- 1 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号。以下「勅令第五百四十二号」という。）は、廃止する。
- 2 勅令第五百四十二号に基く命令は、別に法律で廃止又は存続に関する措置がなされない場合においては、この法律施行の日から起算して百八十日間に限り、法律としての効力を有するものとする。
- 3 この法律は、勅令第五百四十二号に基く命令により法律若しくは命令を廃止し、又はこれらの一部を改正した効果に影響を及ぼすものではない。

附 則

- 1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日⁴から施行する。
- 2 この法律施行のための経過の規定その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

※第2項の法律の例：【別記8】参照

⁴ 昭和27年(1952年)4月28日発効

【別記6】

○联合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令(昭和21年勅令第311号) (抄)

第二条 前条の罪を除く外、**占領目的に有害な行為**から成る事件については、公訴は、これを行はなければならない。

2 前項の事件についての公訴は、特定の事件について、その裁判管轄が联合国軍事占領裁判所に移された場合においてのみ、これを取消することができる。

3 この勅令において、**占領目的に有害な行為**といふのは、**联合国最高司令官の日本帝国政府に対する指令の趣旨に反する行為、その指令を施行するために、联合国占領軍の軍、軍団又は師団の各司令官の発する命令の趣旨に反する行為及びその指令を履行するために、日本帝国政府の発する法令に違反する行為**をいふのである。

第三条 監獄の長は、联合国軍事占領裁判所の指示があつた場合には、その指定した者を、監獄に拘禁し、又は労役場に留置しなければならない。

2 前項の規定により拘禁され、又は留置された者については、指示の趣旨による外、監獄法を準用する。

第四条 この勅令に違反した者及び占領目的に有害な行為をした者は、これを十年以下の懲役若しくは七万五千元以下の罰金又は拘留若しくは料科に処する。

2 前項の者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3 前二項の規定は、联合国最高司令官の指令又はその指令を履行するために、日本帝国政府が発する法令に特別の定のある場合には、これを適用しない。

附 則 抄

この勅令は、昭和二十一年七月十五日から、これを施行する。

【別記7】

○占領目的阻害行為処罰令(昭和25年11月1日政令第325号)

御名 御璽

昭和二十五年十月三十一日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三百二十五号
占領目的阻害行為処罰令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十一年勅令第五百四十二号)に基き、昭和二十一年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き、联合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令(昭和二十一年勅令第三百一十一号)を改正するこの政令を制定する。

(定義)

第一條 この政令において「占領目的に有害な行為」とは、联合国最高司令官の日本帝国政府に対する指令の趣旨に反する行為、その指令を履行するために联合国占領軍の軍、軍団又は師団の各司令官の発する命令の趣旨に反する行為及びその指令を履行するために日本帝国政府の発する法令に違反する行為をいふ。

(処罰)

第二條 占領目的に有害な行為をした者は、十年以下の懲役若しくは二十万以下以下の罰金又は拘留若しくは料科に処する。

2 前項の者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3 前二項の規定は、联合国最高司令官の指令又はその指令を履行するために日本帝国政府の発する法令に特別の定がある場合には、適用しない。

(公訴の特例)

第三條 連合国人に対する刑事事件等特別指復令(昭和二十五年政令第三百二十四号)第一條第二号から第七号までの各号に規定する行為を除く外、占領目的に有害な行為からなる罪に係る事件については、公訴は、行われなければならない。

2 前項の事件についての公訴は、その事件の裁判管轄が联合国軍事占領裁判所に移された場合においては、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二百五十七條の規定にかかわらず、いつでも、取り消すことができる。

3 前項の場合を除く外、第一項の事件については、公訴は、取り消すことができない。

附 則

1 この政令は、昭和二十五年十一月一日から施行する。

2 昭和二十一年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き、刑事裁判権等の特例に関する勅令(昭和二十一年勅令第二百七十四号)は、廃止する。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法務総裁 大橋 武夫
内閣総理大臣 吉田 茂

【画像】国立国会図書館デジタルコレクション

【別記8】

○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き法務府関係諸命令の措置に関する法律(昭和27年5月7日法律第137号)(抄)

(命令の廃止)

第二条 左に掲げる命令は、廃止する。

六 占領目的阻害行為処罰令(昭和二十五年政令第325号)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。